

## 令和元年度第2回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：令和2年2月27日（木）13:30～14:10

場 所：多治見市役所駅北庁舎4階第2会議室

出 席：仲西直治委員、田中勇治委員、柴田ひとみ委員、鬼頭弘一委員、梅木由紀子委員  
小池恭子委員、塚本直也委員、土岐たつ子委員（順不同）

欠 席：渡辺博貴委員

事務局：富田福祉部長、山崎高齢福祉課長、三宅、加藤、宮上

事務局	(説明) 会議の成立：委員の過半数の出席につき、多治見市介護保険条例施行規則第10条第2項の規定により会議が成立していること 会議の公開：多治見市情報公開条例第23条により公開とすること
福祉部長	(あいさつ)
事務局	(説明) 審議会の設置：介護保険事業に関する重要な事項について市長の諮問に応じ審議する機関であること（配付資料の「審議会の趣旨」を参照） 審議会議事録：発言者の氏名は公表せず、ホームページにて公開すること
会長	今回の諮問事項は2点です。多治見市介護保険条例の一部改正案と令和2年度介護保険事業特別会計当初予算案です。それでは、1点目の議題の多治見市介護保険条例の一部改正案について事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	今の説明についてご意見、ご質問があればお願いします。 賛成の方の挙手をお願いします。 《全員挙手》 議題1については、諮問内容のとおり採決します。 では、議題2に移ります。令和2年度介護保険事業特別会計予算案について、事務局からの説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	今の説明についてご意見、ご質問があればお願いします。
委員	歳入の滞納繰越分について、大きな額だと思うが、これはこのままずっと続いていくものなのか。いつかは全て納めてもらうものか。

事務局

介護保険料を年金からの天引きで納めていただいている特別徴収の方であれば、保険料が未納になることはありません。特別徴収以外の方には納付書で納めていただくのですが、中には発生年度内に納めていただけない方もいます。介護保険料は納めていただかなければならないものですが、そのような方がいる以上、予算上はこのように計上することになります。滞納分については、少なくなるよう努力して収納業務にあたっています。

会長

ありがとうございました。皆様のご協力により無事に議事進行することができました。これをもちまして、令和元年度第2回多治見市介護保険運営審議会を終了します。